

令和2年 第3回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条による許可申請について	R2.3.2	許可
	2	農地法第3条による許可申請について	R2.3.2	許可
議案第2号	1	農地法第5条による許可申請について	R2.3.2	承認（進達）
	2	農地法第5条による許可申請について	R2.3.2	承認（進達）
	3	農地法第5条による許可申請について	R2.3.2	承認（進達）
議案第3号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（賃借権）	R2.3.2	承認
	2	農地利用再配分計画について	R2.3.2	承認
議案第4号	1	非農地証明願いについて	R2.3.2	証明
議案第5号	2	田畑転換等農地の形状変更届について	R2.3.2	受理

令和2年 第3回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第3回総会
2・日時 令和2年3月2日(月) 午後15時00分～15時40分
3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第1号 農地法第3条及による許可申請について 2件
議案第2号 農地法第5条及による許可申請について 3件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定および農地利用再配分計画について 2件
議案第4号 非農地証明願いについて 1件
議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届けについて 1件

その他

人・農地プラン実質化について

5・出席者

農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

農業委員会事務局

山口政幸 永尾由美子 坂井資幸

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から令和2年第3回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日の総会は、新型コロナ対策として最適化推進委員さんの出席を見合わせていただき、マスク着用・室内の換気・委員さん同士の間隔を十分に保ち開催することとしましたご不便をおかけしますがよろしく申し上げます。また、先の人・農地プランでは追って農林課から報告とお礼があるかと思いますが、ご協力ありがとうございました。地区によっては意見がどんどん出ていい雰囲気にて話し合いの場がもてた地区もあり、なかなか意見が出ずといった地区もあるように聞いていますが、令和元年対象地区が終えることができホッとしているところです。では、本日はこういう状況下の中ではありますがどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

始まる前に農林課の江口の方から人・農地プランに関しましてひと言話をさせていただきます。

○農林課（江口）

人・農地プラン実質化が今年度と来年度で行われる事となり、戸惑いながらも今年度一応集落をまわらせていただくことが出来ました。アンケートを取っていただくところから始まり農業委員さん・最適化推進委員さんには多大なるご協力いただきありがとうございました。各集落でもいろんな話が出て不安な事とか今後はこうしていかなばねといった発展的な意見も出るところがあり有意義な実質化になったのではないかと考えています。

この後、令和2年度に実施がありますのでどうぞ引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。地区の話し合いの場でのまとめについては、まとめて配布していますので、後もってご覧いただければと思います。ありがとうございました。

○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第3条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議 長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、7番（廣 和隆）、8番（堀 哲男）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条規定による許可申請1番について議題とします。

関連がありますので議案第5号 田畑転換等農地の形状変更届出についても併せて審議したいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

嵩上げ整地後、果樹を植えられる計画です。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、〇〇〇から〇〇〇へと向かう〇〇〇沿いから、〇〇〇さんのぶどうハウスから600メートルほど西へと行った場所になります。

所在は〇〇〇となっておりますが耕作される方は〇〇〇の方が多いところです。

昨年でしたか、〇〇〇さんが農業用倉庫を建設されたところです。倉庫を建設された時に一部整地されていますが、段差があり作付けもしにくいということもあり今回の申請となられているようです。特に問題はないかと思われます。

○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

この辺りは現地確認等で皆さんも何度か行かれています、〇〇〇の一番上あたりになります。

形状変更部はここと下のところも込んでですか。

○事務局

込みになっています。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番および議案第5号田畑転換等農地の形状変更届出について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成許可されました。

続きまして議案第1号農地法第3条規定による許可申請2番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲り渡し人は唐津市在住で、相続により取得された土地です。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、〇〇〇の旧道沿いで譲受人・〇〇〇農家の〇〇〇さん家の隣になります。家の隣でもありますので問題ないかと思われま

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は太陽光発電事業の会社です。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1番委員

申請地は、〇〇〇地区で〇〇〇へとつながる〇〇〇を地区公民館から400メートルほど行ったところから西へ150メートル行った溜池のそばとなります。南側には広々と広がる圃場整備の土地がありますが、地区外となっています。イノシシの被害も多い場所で、申請人は病気で数年前に離農され後継者も他県におられることから活用について検討されていたようです。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

ところで売電価格はいくらくらいですか。

○事務局

18円です。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条規定による許可申請2番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は太陽光発電事業の会社です。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1 番委員

申請地は、〇〇〇地区です。〇〇〇さんの事業所から 300 メートルほど町道を進んだところに三差路があり、角の住宅のうらになります。

申請人の〇〇〇さんは相続でこの土地を取得されましたが、遠方に居住されていて管理が無理という事であちこちにあった農地を処分されています。

隣接の方に相談はされたようですが、話がまとまらなかったと聞いています。周囲は耕作されている方はなく、草刈り管理されている土地ばかりでもあり問題ないかと思われます。

○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○8 番委員

この辺りの土地の価格ですよね。

○事務局

記載されている価格となります。

町道からすぐでもあり場所としてはいいところかと思えます。

○議 長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による申請 2 番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請 2 番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条規定による許可申請 3 番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

既存の倉庫を解体し、倉庫を新築されます。

○2番委員

申請地は、〇〇〇地区で地区公民館から有田川の三差路まで行き、旧道を役場の方へ150メートルほど戻ったところでしょうか。ちょうどカーブにもなっていて家は町道に面していますが、隣接している申請地は見えづらい場所になっています。今回の申請は本屋の増改築と車庫の移転ということで申請地も家族所有ということで何ら問題ないかと思われま

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する作成要請および農地利用再配分計画について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

～議案書を朗読～

中間管理機構を利用されますので再配分計画となっています。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

申請1番に関しては、所有者は〇〇〇在住となっていますが、実家が私の家の隣です。相続にて息子さんが所有者となられていますが、土地の管理は実家の方でなされています。今回のこの件は、以前から耕作をされていましたが、利用権設定されていなかった事からきちんと設定されるという事です。

○6 番委員

賃借料がそれぞれ違いますが、何かあるんですか。

○議 長（会長）

この件は事務局ではなく私が地元で聞き取りをしていますのでお答えしますと、それぞれの方々と以前から口約束にて契約されそれぞれ小作料を決められていたことから、改めて契約をするにあたってどうするかという事をそれぞれ話し合いをされていてその結果となっています。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地利用集積計画の町長に対する作成要請および農地利用再配分計画について賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により承認されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

始末書が提出されています。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番委員

申請地は、〇〇〇と〇〇〇から〇〇〇方面へと向かう途中にあり、現地は写真でもわかりますように宅地の一部となっています。農地に戻る事は無く、問題ないと思われま。

○議 長（会長）

地元委員の山口委員補足説明がありましたらお願いします。

○3 番委員

以前から相談されていて対応出来て良かったです。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（無しの声あり）

これにて、令和2年第3回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、4月1日（水）の予定です。

総会 15時40分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名 藤 俊信

署 名 7番 廣 和隆

署 名 8番 堀 哲男

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。